

大分県報

令和四年
第二九三号
三月二十二日

（火曜日）

目次

告示

指定予定保安林（三件）……………一
都市計画事業の事業計画の変更認可……………二

告示

大分県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字羽田字萩原一〇二六番、一〇二七番、一〇三九番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市弥生大字尺間字丸山九七〇番一から九七〇番六まで、九七一番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町中川字仏山一四一五番一、一四一五番二、一四一五番四、一四一五番一六、一四一五番一九から一四一五番二一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

令和四年三月二十二日

大分県報（告示）

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和四年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

別府市

二 都市計画事業の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業

別府市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和三十五年八月二十九日から令和四年三月三十一日まで

変更後 昭和三十五年八月二十九日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十七年大分県告示第六百九十四号、昭和五十年大分県告示第六百二十五号、昭和五十五年大分県告示第千四十七号、昭和五十六年大分県告示第五百七十七号、昭和五十七年大分県告示第九十七号、昭和五十九年大分県告示第二百五十七号、平成四年大分県告示第九百五十号、平成十年大分県告示第三百九十号、平成十五年大分県告示第四百十七号、平成二十年大分県告示第二百二十二号、平成二十二年大分県告示第九百十六号及び平成二十八年大分県告示第百十九号の事業地に、別府市大字南立石字板地、大字鶴見字

二ツ敷、字夫婦岩、字蓮台寺、字上ノ原、字荒巻、字鶴見原、字砂原及び字合ノ坪並びに大字内竈字斬ノ掛、字斬ノ掛前、字岸本、字松田、字影ノ木、字牛ヶ谷及び字笹川の各字の一部を追加する。

2 使用の部分
変更なし